



2025年12月4日

各 位

会社名 株式会社フォーラムエンジニアリング  
(コード番号：7088、東証プライム市場)  
代表取締役兼 佐藤 勉  
社長執行役員  
問合せ先 広報・IR部 千葉 宣行  
上席執行役員  
(電話：03-3560-5505)

会社名 KJ003 株式会社  
代表者名 代表取締役 バーク・マレック

**(訂正) KJ003 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

KJ003 株式会社は、株式会社フォーラムエンジニアリングの株券等を対象とする公開買付けに関する 2025 年 11 月 11 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 12 月 4 日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 11 月 11 日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、KJ003 株式会社（公開買付者）が、株式会社フォーラムエンジニアリング（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 12 月 4 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025年12月4日

各 位

会 社 名 KJ003 株式会社  
代表者名 代表取締役 パーク・マレック

## (訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

2025年11月10日公表のとおり、KJ003株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社フォーラムエンジニアリング(以下「対象者」といいます。)の株券等に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2025年11月11日より開始しております。

今般、(i)公開買付者が、公正取引委員会から2025年11月27日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年11月27日に受領したこと、並びに(ii)株式会社KKRキャピタル・マーケッツが、株式会社横浜銀行及び株式会社KKRキャピタル・マーケッツにより発行された2025年11月10日付コミットメントレターに基づく株式会社KKRキャピタル・マーケッツの地位及び権利義務の全てを、2025年12月1日付けで株式会社きらぼし銀行及び株式会社SBI新生銀行に対して譲渡したことに伴い、2025年11月11日付で関東財務局長に提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2025年11月11日付「公開買付開始公告」

(以下「本公開買付開始公告」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び差し替えるため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年12月4日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

訂正箇所には下線を付しております。

記

本公開買付開始公告の訂正内容

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>①</sup>に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上